

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 6 日現在

機関番号：22401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885062

研究課題名(和文)更生保護施設における在所者の社会復帰に向けた介入に関する事例研究

研究課題名(英文) A case study of intervention for ex-offenders' rehabilitation at a rehabilitation facility

研究代表者

相良 翔(SAGARA, SHO)

埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教

研究者番号：40736469

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：更生保護施設における介入のあり方について明らかにするため、2つの更生保護施設でのフィールド調査を実施した。その結果、(1)更生保護施設の介入には「ケア」と「コントロール」という2つの側面があること、(2)介入における「ケア」と「コントロール」のバランスが課題になっていること、(3)元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」における社会的排除の状況、が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In order to investigate intervention for ex-offenders' rehabilitation at a rehabilitation facility, this study conducted a field survey in two rehabilitation facilities. Major findings are that: (1) The intervention of rehabilitation facilities has two aspects ("control" and "care"), (2) The balance of the "control" and "care" becomes a problem for intervention at a rehabilitation facility, (3) Situation of social exclusion of "desistance" from offending and delinquency.

研究分野：犯罪社会学

キーワード：犯罪・非行からの「立ち直り」 更生保護施設 社会的排除

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

近年、我が国において再犯や再非行が重大な社会問題として認識されている。一般刑法犯の検挙件数は平成 16 年をピークにして現在に至るまで減少し続けているが、他方で検挙件数における再犯者率は増加し続けていること（平成 25 年には 46.7%）がそれを物語る。そのなかで、平成 24 年 7 月に「再犯防止に向けた総合対策」が犯罪対策閣僚会議において制定されるなど、更生保護の今後のあり方が問われている。

とくにその中でも、元犯罪者・元非行少年に対して自立生活に向けた支援を行うだけでなく、元犯罪者・元非行少年自身が持つ問題点の改善に向けた教育を行い、それらをもって社会への再統合を図るという介入（以下、再統合策）への着目が集まっている。この再統合策は欧米圏における更生理論である Risk-Need-Responsivity Model や Good Lives Model の影響を受けていると考えられる。これらの理論はまだ直接的ではないにしろ、我が国の更生保護の現場における実践（例えば、薬物事犯者や性犯罪事犯者のための教育的プログラムなど）にも影響を与えつつある。このように再統合策は今後の更生保護における介入の主流な方向性となっている。

2. 研究の目的

以上のように、我が国の更生保護において再統合策が導入されつつあるが、以下の 3 点を追求することによって我が国の更生保護の更なる進展につながると考えられる。

第一に、我が国における元犯罪者・元非行少年の社会復帰に関する実証的な研究の遂行である。その上で、本研究では更生保護施設に焦点を当てる。更生保護施設は 1995 年に制定された更生保護事業法に基づき、法務大臣によって認可された民間団体である更生保護法人が主に設置する施設である。2016 年 4 月時点で全国に 103 か所存在する。定員が 20 名以下の施設が約 8 割を占める。男子専用の施設がほとんどであるが、女子専用の施設や男女共用の施設も存在する。施設入所対象者のほとんどは保護観察や更生緊急保護の対象者であり、保護観察所の委託をもって施設に入所する。また、対象者の多くが頼るべき親族や知り合いがいない状況である。

更生保護施設における介入の内容はおおまかにいえば 2 つに分けることができる。第一に宿泊場所・食事の給付・生活態度に関する指導などの「ケア」的な介入である。「ケア」的な介入は入所者の生活を保障すること

を主な目的に行われる。第二に金銭管理に関する指導・就労指導・Social Skills Training・薬物依存やアルコール依存などを抱える在所者に対する教育的プログラム・カウンセリングなどの「コントロール」的な介入である。「コントロール」的な介入では、在所者が抱える問題について主体的に解決できるように促すことを主な目的とする。これらの介入がどのように実践されているのかについて明らかにする。

上記を踏まえて第二に、更生保護施設職員による在所者の社会復帰に向けた介入がいかなる場合に機能するのか（順機能）またその介入がいかなる場合に機能しないのか（機能不全）そしてその介入がいかなる場合に在所者の社会復帰をかえって阻害するのか（逆機能）などについて把握することである。そのために、更生保護施設を事例とし、参与観察やインタビュー調査などの質的調査を行う。

第三に元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」に向けた介入がいかなる社会的影響を受けているのかについての把握である。元犯罪者・元非行少年の社会復帰を達成する上では、その過程を承認・評価する社会も必要となる。それを達成する上で調査結果を踏まえ、元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」に向けた介入について現代社会理論に依拠して考察を行う。

3. 研究の方法

上記の 3 つの研究課題を遂行する上で、首都圏にある更生保護施設 A（成人男性が対象）と地方都市にある更生保護施設 B（男子少年が対象）での調査を行った。研究代表者はこれまでも両施設において調査を行ってきたが、職員に焦点をおいた調査は行っていなかったため、新たに行った【職員調査、在所者調査】。そして、両調査の結果を比較することにより、それぞれの介入における共通点と差異を把握し、更生保護施設の介入の今後を考えていく上での重要な論点について考察した【二者比較】。そして、今までの調査と本研究での調査を踏まえた上で理論的考察も行った【理論的考察】。

研究課題の概要については以下の表のようになっている。

表：研究課題

【職員調査】更生保護施設 A と B を事例とし、参与観察と施設職員へのインタビュー調査などを実施することで、更生保護施設にお

ける元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」に向けた介入がどのように実践されているのかについて明らかにする。

【在所者調査】【職員調査】を踏まえ、更生保護施設AとBの在所者へのインタビュー調査を実施し、施設職員による介入が在所者にいかなる影響を及ぼしているのかについて明らかにする。

【二者比較】更生保護施設AとBの調査の結果を比較することにより、更生保護施設における介入の順機能状態・機能不全・逆機能を把握し、その課題を乗り越えるためのオルタナティブな方策にいたるための論点を提示する。

【理論的考察】調査結果をもとに現代社会理論などに依拠して、理論的考察を行う。

なお、施設Aでは職員4名と在所者1名に対して、施設Bでは職員3名と在所者4名に対して複数回に渡るインタビュー調査を行った。また施設B退所者1名に対して、継続的なインタビュー調査を行った。インタビューはICレコーダーで録音し、その内容の文字起こしを行い、データとして用いた。

インタビュー調査以外でも、薬物依存やアルコール依存などを抱える在所者に対する教育的プログラムへの参加や事務所に在中するなどの参与観察を行った。それをもとにフィールドノートを作成し、調査を行っていく上での基礎データとして活用した。

4. 研究成果

上記の通り、更生保護施設における介入には「ケア」と「コントロール」という2つの側面が存在する。この「ケア」と「コントロール」を焦点におき、調査・分析をおこなった。

(1)【職員調査】・【在所者調査】

在所者の生活安定に向けた「ケア」

施設AとBにおける介入として比較的多くの時間がさかれていたのは在所者の生活の整備に関することであった。施設の掃除や食事の提供などといった生活面の整備がなされることによって、施設における生活が整えられていた。いわば、在所者の生活を安定させるための「ケア」がなされていたとも言える。

この「ケア」が機能する上で重要なのは、矯正施設での生活と更生保護施設での生活のギャップである。矯正施設在所中においては、生活の保障がされてはいるがあらゆる面で規制されており、自由ではなかった。しかし、更生保護施設では、十全的ではないが、自由が保障されていると在所者は語った。つまり、規制された上での生活の保障ではなく、

ある程度の自由を担保した上での生活の保障がなされていた。このことにより、生活安定に向けた「ケア」が自身の「立ち直り」においてポジティブに働いていると在所者が認識していることが確認できた。

在所者のアイデンティティの回復にむけた「ケア」

また、施設AとBでは在所者を「犯罪者」や「非行少年」として見なすのではなく、「課題を抱えた生活者」として見なした上で介入が行われていた。例えば、施設Aであれば、貯蓄や就労指導などを通じて自立生活という「将来」に向けたイメージを持てるような介入が行われていた。また施設Bであれば、在所者が持つ「長所」を伸ばすことや在所者の自主性を重んじる介入が行われていた。つまり、「犯罪者」や「非行少年」というステイグマを伴うようなカテゴリーを付与された在所者のアイデンティティの回復にむけた「ケア」がなされていたとも言える。

このケアが機能する上で重要な観点としてあるのが「人間らしさ」の保障である。まず「人間らしさ」の保障に関しては、「在所者の生活安定に向けた『ケア』」が土台になり、フォーマルな介入だけでなく、職員による何気ない会話や話しかけなどのインフォーマルな介入によっても達成されている側面が垣間見えた。また、在所者に対して、「過去」への反省ばかりを促すのではなく、犯罪や非行を起こしていない「現在」や「未来」の自己の構築を達成させようとする試みが行われていることが確認できた。

施設生活のルーティンを保持するための「コントロール」

他方、施設AとBにおいて在所者に対して施設生活上の「コントロール」が必要とされていた。例えば、施設Aであれば、厳格な門限設定がなされ、門限に遅れた在所者を一切入室させないなどの厳しい対応がなされていた。また施設Bであれば、在所者の外出管理や夜間の施設の見回りなどがなされていた。つまり、両施設とも生活上のルールが定められており、在所者の生活を律するような「コントロール」がなされていた。

この「コントロール」には在所者に対して自己管理を促すためという側面もあるが、それだけでなく施設の生活上のルーティンを保持するという目的が主であると考えられる。生活上のルーティンの保持は「ケア」が機能する上でも重要である。逆に言えば、そのルーティンが乱れることにより、更生保護施設の運営に大きな影響が出てしまうため、在所者の生活を律するような「コントロール」がなされていた。

「問題を起こす自己」を律するための「コントロール」

また、在所者に対して内面的な「コントロール」も必要とされていた。例えば、施設Aであれば、薬物や性などに関する問題を抱えた在所者に対する特別な介入が行われていた。また施設Bであれば、在所者が持つ不満に対する「耐性」を伸ばす介入、また「集会」などにより在所者間でのヒエラルキーによる悪影響を防ぐための介入などが行われていた。

これは、更生保護施設退所後においても、在所者自身で問題解決を図ることができるように促すという目的をもとに行われていたと言える。更生保護施設における「ケア」が行われているという比較的安定したなかで、「問題を起こす自己」を律するための方法を集中的に学ばせるといった介入により、在所者の「立ち直り」を促進させようとする狙いがあった。

(2)【二者比較】

「ケア」における「機能不全」・「逆機能」更生保護施設職員による介入は「ケア」に比重が置かれて行われており、それが在所者にとって肯定的な影響もたらしていた。しかし、特に在所者のアイデンティティの回復にむけた「ケア」に関して言えば、雇用状況などによって自身の「将来」を描くことができないなどという「機能不全」になりうる可能性が示唆された。

また、その「ケア」により在所者は「将来」の目標を高く設定するが、それを達成する手段が現状なく、満足がいかず燃ってしまうなどの「逆機能」になりうることも考えられた。ここで重要なのは、在所者の自己変容を促すような介入には限界があるということである。そのために元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」に関する地域や社会のあり方を変容させるような介入も必要になるということが示唆される。

「ケア」と「コントロール」のバランス

また、「ケア」が「機能不全」に陥らないための在所者に対する「コントロール」も必要とされていると考えることができる。とりわけ在所者に対する『問題を起こす自己』を律するための『コントロール』に関しては施設AとBの両者において課題になっていた。

他方、「コントロール」がゆえに在所者の生活の安定や自己変容に制約がかかってしまい、「ケア」の効果にも影響を与える可能性があることが示唆された。それゆえに、介入における「ケア」と「コントロール」のバランスが課題となっていることが指摘できる。

(3)【理論的考察】

(1)や(2)を踏まえ、更生保護施設の介入における課題を浮き彫りにすることができた。しかし、その課題を解決する上で、更生保護施設や更生保護制度の「正しい」あり方を論じるだけでなく、元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」と社会構造との関係の中で論じる必要があることが示唆される。その上で社会的排除の論理をもとに、元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」の現状について理論的に考察をした。

その結果、元犯罪者・元非行少年の「立ち直り」にあたり経済的な問題や教育的な問題などの社会的な障壁が確認でき、それゆえに再犯や再非行に至ってしまう悪循環があることが示唆された。また、それに対して現状の更生保護制度では、その悪循環を解消できないだけでなく、意図せざる結果としてその悪循環に加担してしまう可能性があることが示唆された。

更生保護分野における就労支援がその例と言える。現状の更生保護分野における就労支援では、対象者に対して日雇い労働や非正規労働の仕事を紹介することが多い。そして、そのような仕事であったとしても継続するように促される。そのため、意図せざる結果として、元犯罪者・元非行少年は安定した生活を送ることができず、複合的な不利を抱えたままの状況が続く可能性が高くなっている。

このような問題に関しては、社会構造との関係のなかで解決策を練らなければならない。その上で、欧米などでの先行研究と同様に「境界」概念に着目する必要性が示唆された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

相良翔、2015、更生保護分野における就労支援の現状と課題、職業リハビリテーション 28(2)、30 - 36、査読無(依頼有)

〔学会発表〕(計1件)

相良翔、2015、「更生保護施設職員の「処遇」に関する社会学的考察 - 『ケア』と『コントロール』に着目して」、第13回福祉社会学会大会(会場：名古屋大学)

〔図書〕(計1件)

相良翔、2015、排除 犯罪からの社会復帰をめぐる、本田由紀編著、現代社会論 社会学で探る私たちの生き方、有斐閣、155 - 177

〔その他〕(計1件)

相良翔、2016、「社会内処遇現場での犯罪・非行からの『立ち直り』 - 参与観察」(犯罪学セミナー2016春「実務で使える犯罪学 - 質的犯罪社会学の最前線」における講演)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

相良 翔 (SAGARA SHO)

埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教

研究者番号：40736469